

令和 8 (2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業 認定事業に係る公募要領

1 概要

栃木県では、令和 8 (2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業の認定事業を実施する事業者を、社会課題解決スタートアップ企業応援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び本公募要領に基づき公募する。

なお、本公募は、令和 8 (2026) 年度の本事業における認定事業を決定するものであり、令和 9 (2027) 年度の補助金の交付を県が保証するものではない。

(1) 事業名

令和 8 (2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業

(2) 事業の目的

本事業は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する寄附（以下「個人版ふるさと納税」という。）及び地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条の 3 に規定する寄附（以下「企業版ふるさと納税」という。）の制度等を活用し、社会課題の解決に取り組むスタートアップ企業の経営基盤強化等に要する経費を補助することにより、創業初期から成長期にかけてのスタートアップ企業等が規模を拡大し、本県における社会課題の解決への一助となるほか、スタートアップ企業が社会の発展に資することへの理解促進を図り、広く地域全体で支援する機運を高めることを目的とする。

(3) 事業の流れ

令和 9 (2027) 年度に事業を実施するスタートアップ企業を、令和 8 (2026) 年度に公募し、審査の上で、事業計画の認定を行う。

併せて、事業の認定を受けた認定事業者に交付する補助金の原資となる寄附金等の募集を行う。

事業の認定を受けた認定事業者は、令和 9 (2027) 年度の交付決定後に、認定事業を執行するものとする。

ア 本公募要領による事業認定申請の公募

県は、社会課題の解決に取り組むスタートアップ企業からの事業認定申請を公募する。

イ 事業の審査・認定事業の決定

県が設置する審査委員会において、申請書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、認定事業を決定する。

決定後、県が契約するふるさと納税ポータルサイト（以下「サイト」という。）に、認定事業を掲載する。

ウ 寄附金の募集

県は、サイトにおいて、期間を定め、個人からの寄附を募集する。

寄附の募集に当たり、認定事業者は、寄附目標額を明示するとともに、寄附を呼

びかける等の周知・広報活動を積極的に行うものとする。

なお、企業版ふるさと納税による寄附等は、通年で募集する。

エ 交付上限額の決定

ウによる寄附金額を県が精査し、認定事業者ごとに交付上限額を決定する。

オ 補助金交付申請・交付決定（令和 9（2027）年度）

エにより決定した交付上限額に基づき、認定事業者は県に補助金の交付申請を行い、県は交付決定を行う。

カ 認定事業の実施（令和 9（2027）年度）

オの交付決定後、認定事業者は、認定事業を実施する。

※令和 10（2028）年 2 月頃に、認定事業に係る成果報告会を開催予定

キ 実績報告、補助金額の確定・精算（令和 9（2027）年度）

事業完了後、認定事業者は、県に実績報告書を提出する。

県は、実績報告書に基づき検査を行い、補助金の額を確定し、補助金を交付する。

（４）補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象経費、補助率及び補助上限額は次の表のとおりとする。

補助対象経費		補助率	補助 上限額
区分	内容		
研究開発費	製品・サービスの研究・開発及び付随する業務等に要する経費	10 分の 10 以内	500 万円 ただし、認定事業者が設定した寄附金の目標金額が、500 万円より少ない場合は、その目標金額を補助上限額とする。
設備導入費	機械装置及び付属設備の取得等に要する経費		
人件費	代表者、役員及び従業員の人件費及び保険料等に要する経費		
広告費	新聞等掲載、ホームページ・パンフレット・販促品等の作成、電子広告等に要する経費		
消耗品費	消耗品の購入等に要する経費		
光熱水費	本県内に所在する本社又は事業所における電気、ガス及び水道の使用等に要する経費		
役務費	役務等に要する経費		
委託料	業務等の委託等に要する経費		
使用料及び賃借料	不動産、動産又は権利の使用又は貸借等に要する経費		
原材料費	原料及び材料の購入等に要する経費		
手数料	各種手数料等に要する経費		

2 認定事業の募集

(1) 対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- ア 県内の社会課題の解決及び本県産業の振興に資する事業
- イ 公の秩序又は善良の風俗に反しない事業
- ウ 政治活動及び宗教活動に関連しない事業

(2) 応募資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- ア 栃木県内に本店又は事業所を設置している、創業から1年以上10年以下のスタートアップ企業
- イ 県内の社会課題の解決に関する十分な知見と活動実績を有し、かつ持続的に取り組む意思を有していること。
- ウ 寄附金の募集に当たり、自らも積極的に周知・広報活動に取り組めること。
- エ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。
- オ 寄附目標金額に達しない場合でも認定事業を実施できること。

なお、寄附目標金額に満たない場合には、補助対象経費の範囲内で計画を縮小・再調整し実施できる体制を有していること。

- カ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している法人でないこと。
- キ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある法人については、これらに加入していること。
- ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ケ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30条）第2条第1号、同条第3号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。
- サ 労働関係法令を遵守していること。
- シ 業務進捗状況又は業務内容に関する連絡等に迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。

(3) 申請の手続き

ア 申請書類

- (ア) 事業認定申請書 （様式第1）
- (イ) 法人概要書 （様式第2）

- (ウ) 定款、規約等
- (エ) 申請者の概要がわかるもの（会社案内など）
- (オ) 誓約書 （様式第 3）
- (カ) 事業計画書 （様式第 4）
- (キ) 経費内訳書 （様式第 5）

イ 提出方法

電子メールにより、5 に提出すること。

※電子データのサイズが 10MB を超過する場合は、10MB 以下になるよう分割して提出するか、大容量ファイル送信サービス等を使用して提出すること。

※到着確認のため、5 に電話確認を行うこと。

ウ 申請期限

令和 8（2026）年 9 月 25 日（金）17 時必着

エ 質問書の提出

申請に当たり質問事項がある場合は、質問書 （様式第 6） を、電子メールにより 5 に提出すること。

(ア) 受付期間

公募開始日～令和 8（2026）年 9 月 16 日（水）17 時必着

(イ) 回答期日及び回答方法

令和 8（2026）年 9 月 18 日（金）までに順次回答する。

回答は原則として栃木県ホームページに掲載する。

※URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/index.html>

オ 留意事項

- (ア) 申請は 1 企業につき 1 件とする。
- (イ) 申請期限後は、提出書類の変更、差替又は再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (ウ) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- (エ) 申請書類の作成及び提出に係る費用等、本事業の申請に要する経費はすべて申請者の負担とする。
- (オ) 申請者は、申請書類の提出をもって、実施要綱及び公募要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- (カ) 申請書類に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- (キ) 申請書類は、本事業の審査及び認定にのみ使用する。

(4) 審査

ア 審査の方法

- (ア) 実施要綱第 8 条に基づき設置する社会課題解決スタートアップ企業応援事業の

認定等に係る審査委員会において、申請書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。

プレゼンテーションの開催日時・方法等の詳細は、申請者に対し別途通知する。

なお、申請者が多数の場合には、書類審査を実施し、その上位者のみを対象としてプレゼンテーションを実施する場合がある。

(イ) 審査に当たり、事前に栃木県職員をもって、申請書類の内容を確認するための聞き取りをさせることがある。

(ウ) 審査は非公開とする。また、審査内容や経過等については公表しない。

イ 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

ウ 審査結果の通知・公表

申請者全員に対して、審査の結果を書面で通知するほか、認定事業者の名称を栃木県ホームページに公表する。

3 スケジュール（予定）

（１）令和８（２０２６）年度

日程	内容
公募開始日～令和８（２０２６）年９月１６日（水）	質問受付期間
令和８（２０２６）年９月２５日（金）	申請期限
令和８（２０２６）年９月下旬～１０月上旬頃	審査
令和８（２０２６）年１０月中旬頃	認定事業の決定
令和８（２０２６）年１０月～１１月頃	寄附金募集準備期間
令和８（２０２６）年１１月～令和９（２０２７）年２月頃	個人版ふるさと納税による 寄附金募集期間
令和９（２０２７）年２月頃	寄附金額精査 補助上限額の決定

（２）令和９（２０２７）年度

日程	内容
令和９（２０２７）年４月頃	補助金交付申請、交付決定
令和９（２０２７）年４月～令和１０（２０２８）年２月頃	認定事業者による認定事業実施
令和１０（２０２８）年２月頃	認定事業の成果報告会
令和１０（２０２８）年３月頃	実績報告の提出
	補助金の交付

4 その他

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、失格又は無効とする。

- ア 申請期限を過ぎて申請があった場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 実施要綱及び本公募要領に違反すると認められた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 寄附金の募集や取扱い等に係る詳細は、別途寄附金募集要領に定めるものとする。

(3) 補助金の交付等に係る詳細は、令和9（2027）年度に制定予定の補助金交付要領に定めるものとする。

(4) 本事業の実施要綱及び各種要領に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、栃木県と認定事業者とが協議して定めるものとする。

5 問合せ及び申請の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1 - 1 - 20

栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当

電話 028-623-3177

FAX 028-623-3340

電子メール syougyou@pref.tochigi.lg.jp

**令和 8 (2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業
審査基準**

項目	配点
1 取り組む課題の具体性、必要性	10
1 社会情勢や地域の実情等を分析し、取り組む課題を具体的に設定しているか。	5
2 課題に取り組む必要性を明確に説明できるか。	5
2 事業の有効性、妥当性、魅力性、実現性、自立性	45
1 事業内容は社会課題の解決手段として効果が期待できるか。	5
2 本事業による県の支援が必要か、支援対象とするのは妥当であるか。	10
3 社会課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定しているか。	10
4 事業内容は県内外の人々から広く共感を得られる内容か。	10
5 事業者は、実現可能な事業計画や資金計画等を有しているか。 また、将来的に自立して事業を実施するための事業計画等を策定しているか。	5
6 事業内容、実施計画や実施体制等は具体的かつ安定して実現できるか。	5
3 寄附金を集めるための取組の自立性、具体性、実現性	35
1 事業に対する寄附金の目標金額は妥当か。	5
2 事業者は自助努力により寄附を集める姿勢があるか。	10
3 寄附を集める手法は具体的かつ安定して実現できるか。	10
4 目標金額を達成しなかった場合でも、事業実施に向けた対応を検討しているか。	10
4 事業の波及効果	10
1 事業内容は広く活用・応用できる内容で、事業の成果が地域に波及するか。 継続的に発展する見込みがあるか。	5
2 事業者又は事業計画は、地域・社会課題の解決を目指す者にとって、ロールモデルとなる要素があるか。	5
合計	100